

現職者共通研修「事例報告」について

1. 事例報告の内容について

1) 事例報告の方法

事例について、レジメまたはスライドを作成（別に記載する）し報告を行う。

事例報告を行う人は、同講座で報告される自分以外の事例を聴講する。ただし、その聴講は事例検討の単位認定にはならないため、別の事例検討の講座を受講する必要がある。

2) 報告時間

事例報告者 1 人あたり 30 分間の時間を使用します。まず、報告者がレジメまたはスライドを用いて 15 分以内に簡潔に報告してください。その後、質疑やスーパーバイザーによる指導などで 15 分間とします。

2. 事例報告内容作成について

・協会の生涯教育部がホームページ上に掲載している「事例報告書作成の手引き」の 9 頁～10 頁 (<http://www.jaot.or.jp/wp-content/uploads/2010/08/Handbook-for-Case-report-Ver8.0.pdf>) に準じて作成してください

・発表者は事前に必ず症例から同意を得てください（同意書も協会 HP に掲載のものをご参考ください）。

・以下に、協会の事例本文の作成について記載しますのでご参考ください。レジメは A3、2 枚までに図および表を使用し、わかりやすくまとめてください。

事例本文の作成（事例報告書作成の手引きから抜粋）

1. 報告の目的

事例報告の目的を述べてください。例えば、「機能障害あるいは遂行能力の改善に働きかけて効果がみられたので、その介入方法を報告する・・・」、「作業活動をする経験が対象者の生活に意味ある変化をもたらしたので、その経過を報告する・・・」、「環境調整によって社会参加の機会が増したので、その方法を紹介する・・・」などです。報告の目的にそって論点を絞り、介入が長期にわたる事例の場合はある一定期間に限定して報告する、種々の問題に介入した場合は標的問題を中心に報告する、などの工夫をしてください。

2. 事例紹介

年齢、疾患名、既往歴、現病歴、作業療法の対象となるまでの経緯、社会的背景など、本事例の作業療法方針に関連する個人因子と環境因子について述べてください。

3. 作業療法評価

事例の標的問題（「用語の説明」参照）を中心とした評価（問題点、潜在能力、経過予測）を述べ、介入前の障害像、特に報告の目的に関わる主要な問題点を呈示してください。評価指標は評価指標一覧の 18 指標に限定しません。独自に作成した指標を使用した場合は、スコア等を評価指標入力画面に記入の上、本文においても具体的に記述してください。観察評価を中心におこなった場合には、観察の視点、観察された事実情報を具体的に記述してください。

4. 介入の基本方針

作業療法介入の基本方針(「用語の説明」参照)について、目標あるいは目的達成のために、どのような方針で作業療法を進めたのかを具体的に述べてください。いくつかの基本方針を順次進める場合と、同時進行させる場合とがありますが、いずれも基本方針が複数にわたる場合にはわかりやすい記述に努めてください。介入にあたり作業療法の実践モデルがある場合には、モデルや理論の名称を記載してください。

5. 作業療法実施計画

作業活動(実施課題)、実施形態(個別、集団、訪問など)、実施頻度(1回時間、週あたり回数など)、実施期間など、作業療法士が「何を手段として」「どのように」関わったのかが判るように記述してください。また、作業療法に用いた作業活動(課題)の選択理由、利用・活用方法、指導・援助の方法など、目的達成のためにどのような意図をもって作業療法を実施したのかが判るように述べてください。

6. 介入経過

ここで必要な内容は「どのような経過」を辿ったのか、ということです。経過が長い、あるいは介入項目が多い場合は、期間をいくつかの「期」に分け、介入項目ごとに整理するなどして読者に伝わりやすい表現を工夫してください。事例に変化を与えたと思われる主要な介入方法は詳細に述べ、読者が追試を試みようとするときに役立つ情報を提供してください。プログラムの変更があった場合にはその理由を述べ、予期せぬ変化等についても記述してください。

7. 結果

介入によって得られた評価指標(数値)の変化、あるいは作業療法の介入によって生じた対象者の生活(行動)上の変化などを具体的に記述してください。

8. 考察

「結果」で述べた対象者の変化に関する解釈を記述してください。作業療法介入は対象者の 標的問題にどのような変化(効果)をもたらしたのか、あるいはもたらさなかったのか、そしてそれらはどのような理由に依るものか等を、利用した評価指標の変化との関連から考察してください。そして、今回実践した作業療法は、対象者の生活にどのような変化をもたらしたのか、対象者にとっての意味や価値という視点、活動や参加、生活の質といった視点についても可能な限り考察してください。

3. 事例報告の取得に関するその他方法について

事例報告については、県士会で開催する現職者共通研修会の事例報告以外に、以下に記載する条件のいずれかに当てはまる会員についても取得可能です。その場合は「事例報告履修申請書」の提示が必要となります。(以下の条件によって取得される場合は、現職者共通研修会での事例報告は特に必要ありません。)

- 1) 都道府県士会が、現職者共通研修事例報告に適した事例報告会を実施していると承認した SIG(他 団体の学術集會等における事例発表も含む)において、事例報告を実施した場合。
- 2) 協会主催の学会および都道府県士会の学会等で事例として発表した場合、または、協会学術部事例報告登録制度に登録された場合。
- 3) 認定作業療法士あるいは基礎研修終了者が指導する施設団体等で行われる事例検討会にて筆頭発表した場合

上記1)～3)の事例報告については、「事例報告履修申請書」(協会ホームページ

<http://www.jaot.or.jp/wp/wp-content/uploads/2012/10/genshokusha-shirabasu-manyuaru2013.pdf> からダウンロード) に必要事項を記入し，星城大学リハビリテーション学部 富山直輝宛まで申請書と手帳と切手を貼った返信用封筒をご郵送ください。または，研修会当日に申請書を持参し，当日の担当者にお渡しいただき押印してもらってください。

4. 19年度までの症例研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの扱い

- 1) 全ての講座取得した方はこのプログラム内容に参加する必要がありません。
- 2) 既に症例研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのうちいずれか2つ取得した方は事例報告のみを行ってください。
- 3) 既に症例研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのうちいずれか1つ取得した方は事例報告と事例検討に参加してください。

【問い合わせ先】

ご質問やご不明な点がございましたら下記までご連絡下さい。

星城大学リハビリテーション学部 富山直輝

E-mail : tomiyama@seijoh-u.ac.jp

TEL : 052-601-6949

文責 現職者共通研修担当 富山直輝